

(看) 小規模多機能型居宅介護事業所による通院等介助に係る費用徴収について

事業所の車両を使用し、利用者の通院等介助をした際の費用徴収について、事業所より問合せがありましたので、本市における取扱いをまとめました。

まず、国のQ & A（平成18年9月4日）では、「小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助も含まれる。」とされています。利用者に通院等介助の必要がある場合には、ケアプランに位置付けたうえで、当該事業所の職員の訪問サービスにより通院等介助を行う必要があります。

※家族による通院等介助や介護タクシーなど、インフォーマルサービスの利用を妨げるものではありません。

事業所による通院等介助を行う際の費用徴収の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 通常の事業の実施地域内（伊勢崎市）における通院等介助の場合

事業所の車両による通院等介助の費用は介護報酬に含まれるため、利用者から別途徴収することはできません。

2. 通常の事業の実施地域（伊勢崎市）を超えた通院等介助の場合

事業所の車両による通院等介助を行う際は、ガソリン代・有料道路使用料・駐車場料金・移動サービス専用保険料・車両借料の実費費用のみ利用者から別途徴収することができますが、運送に係る対価（人件費）を徴収することはできません。

また、下線部分の費用について1円でも利益を得る場合には有償運送にあたるため、運輸支局の許可が必要となります。

ガソリン代の実費を徴収する場合の算出方法

（通知）「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて 令和6年3月1日 国自旅第359号」より

→ $\frac{\text{走行距離 (km)}}{\text{燃費 (km/ℓ)}} \times 1.0 \text{ あたりのガソリン価格}$